

【重要】

2020年1月24日

事業主 各位
分配金受給権者 各位

日本金属プレス工業厚生年金基金
清算委員会

分配金を一時金として受給される方の
住所変更のお取扱いについて

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当基金の清算業務の運営につきましては、平素からご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記の対象者の皆様に分配金のご案内を発送いたすことに伴い、下記の点にご留意くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 対象者（いずれも加入員期間1か月以上の方）

- ①解散前に資格喪失された方
- ②解散前に資格喪失し、JMS A福祉企業年金基金の加入者とならなかった方
- ③残余財産分配金をDB制度へ交付されない方
- ④残余財産分配金をDC制度へ移換されない方
- ⑤残余財産分配金を中退共制度へ交付されない方

2. 留意点

- ①2020年1月31日（金）付発送の分配金のご案内については、対象者の住所（2020年1月末時点の基金登録住所）宛に発送いたします。
- ②住所変更のお取扱い（受付・変更登録）は、2020年3月31日（火）までとさせていただきます。ただし、分配金申出書の提出期限以降（2020年3月3日～3月31日）の住所変更につきましては、供託時の住所に反映する対応とさせていただきます。なお、これ以降の住所変更のお届けは、清算業務のスケジュール上、お取扱いいたしかねますので予めご了承ください。
- ③2020年2月以降の住所変更につきましては、分配金受給権者におかれては、郵便局又は郵便局のインターネットサービス（[e転居](https://welcometown.post.japanpost.jp/etn/ETN00S10MMC.do)：
<https://welcometown.post.japanpost.jp/etn/ETN00S10MMC.do>）で「転居・

次頁に続く

転送サービス」を、必ず手続きなさるよう充分にご留意のほど何卒よろしくお願いいたします。

万一、この手続きをお忘れの場合には、今後、分配金に関する重要な通知等が届かない場合がございます。

以上